

# シリーズ都市計画② 都市計画区域

菊池市では、合併に伴い都市計画に関するマスタープランなどの見直し作業を行なっています。そこで、都市計画を、数回に分けて説明していきます。2回目は、「都市計画区域」についての概要を説明します。

## 都市計画区域とは

都市計画を策定する場といふべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法や建築基準法などその他法令の規制を受けるべき土地の範囲を決めます。この範囲は、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する必要のある区域について定めることとされています。

## 菊池市の都市計画区域



菊池市の都市計画区域は、昭和31年2月に旧隈府町全域376haを都市計画区域としたのが始まりで、1町7村が合併して菊池町となり、昭和33年には市制を施行し、都市計画区域も1,730haとなり、現在に至っています。また、泗水町の都市計画区域は、平成9年10月1日に全域の2,697haが都市計画区域に指定されました。

都市計画法や建築基準法その他関係法令の適用を受けることになり、建築確認や開発許可などの土地利用に関する規制や誘導が行われます。また、用途地域の指定などによって土地利用を適正化したり、道路や下水道、公園などの整備を都市計画事業として計画的に実施することが可能になります。ここで注意しなければいけないことは、都市計画区域は開発区域として定めるのではないということです。よく誤解され、都市計画区域を定めるとその区域内には道路整備や宅地開発のような事業がどんどん進められて、農林業などは続けられなくなるのではないかと心配される

人がいますが、そのようなことはありません。つまり、都市計画区域は、整備や開発だけでなく、保全すべきところも指定することで、都市化を適正に誘導し、農地や森林などを守ることも都市計画の役割です。現在、菊池市では旧菊池市の一部と旧泗水町の全域が都市計画区域として指定され、土地利用に関する規制や誘導が行われています。

## 無料法律相談会

「憲法週間(5月1日～7日)」行事の一環として、次のとおり無料法律相談会を実施します。  
とき 5月12日(月)  
午前10時～午後3時  
※当日受付(受付順に相談)  
ところ 熊本地方・家庭裁判所山鹿支部  
山鹿支部  
相談担当者 弁護士、民事・家事調停委員、法務局職員  
相談内容 民事・刑事の法律問題、サラ金・破産問題、離婚・相続などの問題、登記、人権問題など

お問い合わせ先 熊本地方・家庭裁判所山鹿支部  
☎(44)5141

## 身体に障がいのある人の軽自動車税減免

身体や精神に障がいがある人などの名義の軽自動車など(家族の人の運転も含む)で、障がいの程度、使用目的など一定の要件を満たしている場合には軽自動車税が「減免」される場合があります。

減免申請する人は5月26日(月)までに、菊池市役所税務課で申請してください。ただし、減免は普通車を1人1台で、申請が毎年必要です。  
申請に必要なもの  
▼納税通知書(5月8日頃送付予定)  
▼身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳など  
▼運転する人の運転免許証  
▼車検証  
▼印鑑

問い合わせ先 税務課市市民税係

## 自動車税の納付は6月2日まで!

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。6月2日(月)までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、各地域振興局税務課、熊本県税事務所、自動車税事務所での納付をお願いします。

また、今年度から自宅のパソコンや携帯電話の端末を利用して、クレジットカード(VISA、Master)による納付もできるようになりましたのでぜひご利用ください。  
●環境への配慮から自動車税の税額が増減されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は、自動車税が軽減され、一定年数を経

## 市税などの収納率向上を目指し、徴収体制が強化されます!

平成20年度から、熊本県個人住民税徴収向上対策に基づき、県の税務課職員と合同で市県民税(住民税)および、その他の市税や国民健康保険税の徴収強化に取り組むこととなりました。

菊池市では、4月11日に県税務課職員に対して、併任辞令や徴税吏員証を交付し、平成21年3月31日まで、市職員とともに滞納処分(自動車をはじめとする動産・不動産・債権の差押など)を実施していきます。

今回、菊池市へ派遣される県職員は、高額滞納者や悪質滞納者に対して財産調査や家宅搜索を行い、年間相当数の各種財産差押の実績があり、今後の市税などの収納率向上が期待されます。皆さんの納期内の納税をお願いします。

問い合わせ先 税務課収納対策室



福村市長(左)から併任辞令の交付を受ける県税務課職員(右)

## 事務の委任・権限移譲

県からの権限移譲について、平成18年4月から各市町村への移譲が行われています。菊池市では、下記に掲げる事務の権限移譲を受けています。

お問い合わせ先 総務課行政係

権限移譲を受けた事務	業務内容	担当課
市町村区域内の町・字界の変更の届出の受理及び告示に関する事務	市町村の区域内において、町又は字の変更を行う場合に必要な知事への届出の受理、告示	総務課
新たに生じた土地の確認に関する事務	公有水面の埋立等により市町村の区域内にあらたに土地が生じた場合に必要なる知事への届出の受理、告示	総務課
公有地の拡大の推進に関する法律第2章に基づく届出等に関する事務	都市計画区域内の土地等で一定面積以上の土地を有償譲渡しようとする場合の届出の受理など	都市整備課
都市計画施設等の区域内における建築の規制等に関する事務	都市計画施設の区域等における建築物の建築の許可	都市整備課
都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務	都市計画の決定等に必要なる土地の試掘等の許可に関する事務 ※許可証の発行・監督処分・立入検査など	都市整備課
農地の権利移動の許可等に関する事務	農地法第3条の許可	農業委員会
有害鳥獣の捕獲許可に関する事務	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき有害鳥獣の捕獲許可	農林振興課
墓地等の経営許可等に関する事務	墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び廃止の許可	環境課
被災市街地復興推進地区内における建築等に関する事務	被災市街地復興特別措置法第7条、第8条関係	都市整備課

## 春の行政相談週間

5月19日(月)～25(日)は、春の行政相談週間です。行政に対するご意見や苦情など、何でもご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

菊池市での相談所開設は次のとおりです。

とき	ところ	行政相談委員
5月7日(水) 午前10時～正午	七城多目的研修センター	中村正継 七城町加恵167
5月20日(火) 午前10時～正午	旭志公民館	森保士 旭志新明2694-2
5月22日(木) 午後1時～午後4時	泗水地域福祉センター	青木征輔 泗水町豊水3772-6
6月10日(火) 午前10時～正午	菊池市中央公民館	出口一仁 西寺1701-8

5月7日(水)七城多目的研修センター、5月20日(火)旭志公民館、6月10日(火)菊池市中央公民館では、午前9時～正午まで、無料弁護士相談(電話にて要予約)も開設されます。お問い合わせ先 総務課、各総合支所総務振興課

## 期限内に納付できなかった場合は

国税を期限内に納付できなかった場合は、延滞税を併せて納付しなければならぬだけでなく、財産差押えなどの滞納処分を受ける場合もあります。まだ納税がお済みでない人は、早急に最寄りの金融機関で納付を済ませるか、納付できない事情がある場合には、早めに最寄りの税務署にご相談ください。

なお、期限を過ぎて納付される場合は、延滞税の計算がありますから、最寄りの税務署にご連絡ください。

お問い合わせ先 菊池税務署  
☎(25)2121

## 滞納整理強化月間が始まります!

熊本国税局管内の全税務署では5月から6月にかけて、滞納整理強化月間を実施します。今年の強化月間は、平成19年の確定申告分を中心に、督促を受けても納付がなく、納税に誠意の認められない滞納者に対して、厳正な滞納処分を行います。取引先を調査して売掛金などの債権差押えを行ったり、家屋や事務所を搜索し、動産や不動産を差押え、公売するなどの処

## 5月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

- 軽自動車税全期
- 固定資産税第1期

※口座振替を利用している人は、5月26日(月)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

## 「憲法週間」に相談してみませんか? 無料法律相談

相談は無料で、相談内容は一切秘密にされます。  
とき 5月16日(金) 午前10時～午後3時  
ところ 県民交流館パレオ第1会議室(鶴屋新館9階)

実施機関 熊本県弁護士会・熊本地方法務局・熊本地方検察庁・熊本地方裁判所・熊本家庭裁判所  
お問い合わせ先 熊本家庭裁判所総務課  
☎096(355)6121

分を行つておこなっています。もし納税がお済みでなければ、お早めに!  
お問い合わせ先 菊池税務署  
☎(25)2121